

議案第13号

利根町教育支援委員会条例の一部を改正する条例

利根町教育支援委員会条例（昭和52年9月21日条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「11人」を「10人以内」に、「児童福祉施設等職員」を「児童福祉関係者」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月2日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

令和5年度の小学校統合に伴い、学校教育関係者が減員するため人数を改める。また、調査審議を進める上で、幅広く福祉関係者の意見を聴取する必要があることから、規定を改めたいので提案する。